【割引特典】
重要事項説明書（契約締結「前」交付書面）

１．本書面の目的

・本書面は、HTB エナジー株式会社（以下「当社」といいます。）の電気供給契約とセットで提供される、「割引特典」（以下「本特典」といいます。）の内容および適用条件に関する重要事項を、契約締結前に明示することを目的とするものです。
・電気料金・契約期間・解約金その他の供給条件は、当社が交付する電気供給契約の契約締結前交付書面および電気供給約款をご確認ください。

２．本特典の内容および契約当事者

（１）提供内容
・内容　　：当社との電気供給契約の成立を条件として、当社が電気供給契約に基づきお客様に対して請求する電気料金に対する割引を行う特典
・金額　　：割引の対象となる請求における電気料金の基本料金相当額
・種別　　：ご請求額からの割引

（２）本特典の提供者
・事業者名：HTB エナジー株式会社
・所在地　：東京都豊島区西池袋一丁目 4 番 10 号
・電話番号：050-2018-1105

３．本特典の適用条件

（１）適用対象
本特典の適用（割引の適用）は、次の全ての条件を満たす場合に限られます。
① 「DK 賃貸プラン」にて新規で電気供給契約をお申込みいただくこと
② 電気供給契約の切替が完了し、供給開始日が当社で確認できること
③ 供給開始日が、2026 年 11 月 25 日から 2027 年 3 月 31 日の期間であること
④ 次に定める割引対象となる 2 回目の請求および 3 回目の請求に係るお支払方法が、当該請求に係る電気料金が確定した時点において口座振替またはクレジットカード払いであること

（２）本特典の適用時期・方法
① 割引の対象となる請求は、供給開始日以降、初回の請求を 1 回目とした、2 回目および 3 回目の電気料金の請求（以下、それぞれ「2 回目の請求」「3 回目の請求」といいます。）とします。
② 2 回目の請求および 3 回目の請求のそれぞれについて、当該請求に係るお支払方法がコンビニエンスストア払いその他適用対象外の方法である場合、当該請求は割引の対象外とします。
③ 2 回目の請求と 3 回目の請求とで適用対象となるか否かは、各回のお支払方法に応じて個別に判定します。（例：2 回目の請求をコンビニエンスストア払い、3 回目の請求を口座振替またはクレジットカード払いとされた場合、3 回目の請求のみが割引の対象となります。）
④ 割引額は、割引の対象となる各請求について、当該請求における基本料金相当額とします。
⑤ 割引は、当社が割引の対象となる請求に係る電気料金を確定する際に、当該電

気料金から割引額を減額する方法により適用します。

４．電気供給契約不成立・切替未完了の場合の取扱い

・電気供給契約が不成立となった場合、または切替が完了しない場合には、本特典は適用されません。

５．その他留意事項

・本特典は当社による販売キャンペーンであり、本特典の内容を変更または終了する場合があります。ただし、お申込み時に本書面でご説明した条件に基づき既に本特典の対象となるお客様について、不利益となる条件変更は行いません。
・本特典の内容を変更する場合には、電気供給約款の変更に係る定めに準じます。
・本特典の変更または廃止に伴い、当社がお客様に対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付（情報通信技術を利用する方法により代替する場合を含み、以下同様とします。）および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款の供給条件の説明等に係る定めに準じます。
・本特典に関する権利は、電気供給契約の名義人（当該需要場所の電気供給契約者）に帰属し、第三者への譲渡はできません。

６．お問い合わせ窓口（本特典に関するもの）

・HTB エナジー株式会社
電話番号　：050-2018-1105
受付時間　：平日　10:00～18:00（年末年始等を除く）

以上